

令和6年2月16日
第6回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会

建設分野における外国人材の受入れ

中部地方整備局
建政部 建設産業課

建設分野における外国人材の受入れ状況

- 建設分野で活躍する外国人の数は約11万人で、全産業の約6.4%
- 在留資格別では技能実習生が最多(2022年：約7万人) (ただし、実習制度であり就労制度ではない)
- 特定技能外国人は、水際措置の緩和や制度の周知に伴い、人数は増加中
- 2022年4月に、2号特定技能外国人が建設分野において初認定 (26人：2023年10月末現在)

建設分野に携わる外国人数

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全産業	682,450	717,504	787,627	907,896	1,083,769	1,278,670	1,460,463	1,658,804	1,724,328	1,727,221	1,822,725
建設業	13,102	15,647	20,560	29,157	41,104	55,168	68,604	93,214	110,898	110,018	116,789
技能実習生	7,054	8,577	12,049	18,883	27,541	36,589	45,990	64,924	76,567	70,488	70,489
特定技能外国人	—	—	—	—	—	—	—	267	2,116	6,360	12,776(8)

出典：特定技能外国人は入管庁調べ、その他は「外国人雇用状況」の届出状況（厚生労働省）
特定技能外国人は年度末時点（2022年は12月末時点）、その他は10月末時点の人数
特定技能外国人の（）内の数は2号特定技能外国人人数

2023.10現在 22,309(26)

特定技能外国人の国別受入状況（2022年12月末時点）

国名	ベトナム	フィリピン	インドネシア	中国	カンボジア	ミャンマー	タイ	ネパール	その他	合計
人数	8,849(2)	1,293	1,003	701(6)	328	238	136	74	154	12,776(8)

建設分野における特定技能制度の概要

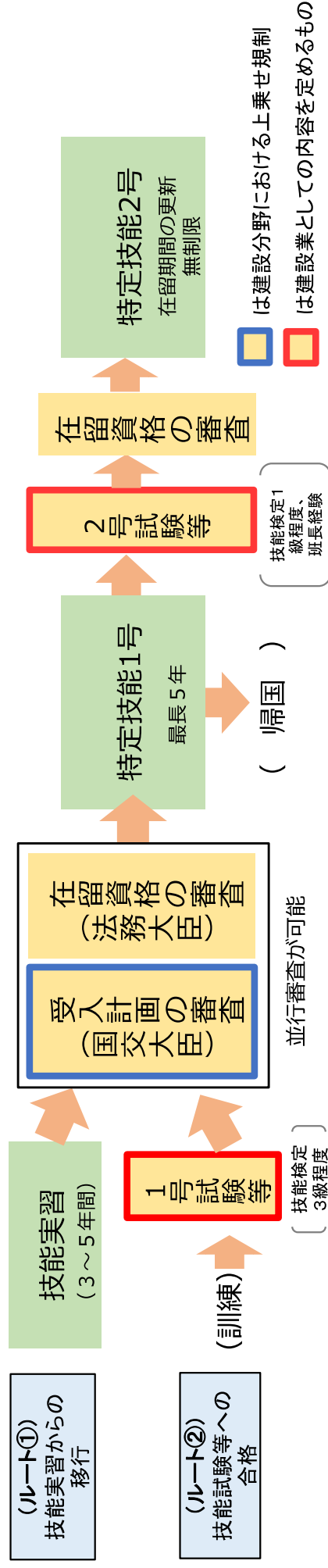
○建設分野における「特定技能1号」の在留資格の取得方法

以下の2ルートのいずれかにより、「特定技能1号」の在留資格を得ることが可能。

- ① 技能実習2号を良好に修了（又は技能実習3号を修了）
- ② 以下の試験の両方に合格

(a) 技能評価試験：「技能検定3級」又は「建設分野特定技能1号評価試験」

(b) 日本語試験：「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」



○建設分野における上乗せ規制の概要

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関（受入企業）の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める
- 3) 受入計画の認定基準
 - ① 受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ② 受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムの登録
 - ③ 特定技能外国人受入事業実施法人（JAC）への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ④ 特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ⑤ 賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明（外国人が十分に理解できる言語）
 - ⑥ 1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講させること
 - ⑦ 国又は適正就労監視機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ 等